

1 開催日時 令和8年8月25日（火） 午前10時から午前11時35分

2 開催場所 宮崎県庁5号館2階 521会議室

3 出席者 （委員） 吉田 秀樹 佐多 能成 廣池 修次 竹村 新吾
鎌田 伸次 舩木 郁朗 渡辺 一弘 常盤 泰代
（事務局） 津嘉山 貴裕 長谷 恵美子 春田 拓志

4 あり方検討委員会

（1）開会

事務局が開会を宣言した。

（2）議事

① 第1回平和祈念資料展示室あり方検討委員会の検討状況

【事務局による説明】

- ・第1回委員会におけるコンセプトや移設先についての意見、今後のスケジュール（令和9年度に移設設備整備、令和10年度に展示物移設完了）等を確認。
- ・収蔵資料の整理や保管については今後検討していくこととし、まずは移設先の決定および現在の展示物の展示を優先して検討を進めていくことを説明。
- ・博物館法上の位置づけについて、登録博物館や指定施設は高い要件や時間を要することから、他県の類似施設と同様に「博物館類似施設」としてのスタートを想定していることを説明。

【委員からの意見】

- ・博物館法上の位置づけについて、他県の類似施設の例も踏まえ、「博物館類似施設」からスタートすることが妥当であるとの意見が出た。

② 移設について

【事務局による説明】

- ・移設先の比較検討について、民間施設の賃貸や県有施設の新設、県立総合博物館はコストやコンセプトの相違から除外し、現実的な候補地として「県庁5号館」および「県庁9号館」の2箇所を絞り込んで比較検討したことを説明。

- ・両施設の仕様（広さ、受入可能人数、課題など）を提示。
 - ・**県庁5号館**：約120㎡、国登録有形文化財で歴史的雰囲気と親和性が高い一方、太陽光対策（暗幕・箱パネル等）や災害時の一次避難場所としての機能維持との整合性が課題。
 - ・**県庁9号館**：約114㎡、1階フロアは活用しやすい一方、エレベーターがなくバリアフリー面での課題や、建物内の利用状況・待機場所の確保に懸念がある。
- ・両施設とも十分な展示面積と見学者が移動しやすい導線を確保可能。
- ・愛知・名古屋戦争に関する資料館、登戸研究所資料館、神奈川県平和祈念館、知覧特攻平和会館の視察結果を報告。

【委員からの意見】

- ・県庁9号館については、利用スケジュールや、2階を利用する場合のバリアフリー上の課題、さらには大人数（団体）を受け入れた際の待機場所の確保に懸念があるとの意見が出された。
- ・団体受け入れ時の人数制限や消防法上の扱いについて確認が行われ、県庁内での分散見学や、大人数を受け入れるためのタイムスケジュール、待機場所の確保等の準備が必要であるとの意見が出された。

5号館と9号館に絞り込み、両論併記のうえで最終的な移設先の決定は県当局の判断に委ねることです承された。

③ 展示内容・活用について

【事務局・県遺族連合会による説明】

- ・現在の展示室の状況や来場者の傾向として、若い世代や県外からの来訪者が増えていることを説明。
- ・今後充実させたいテーマとして、請願で要望のあった「県内の特攻」「沖縄からの学童集団疎開」「県内各地での空襲」の3点を掲げ、パネルや写真の追加によって県内の戦争の事実を伝えていきたいと説明。
- ・令和7年度の活動実績（語り部講話67回、朗読劇24回、貸出セット活用17回、追悼式や図書館での展示など）を紹介。

【委員からの意見】

○現在の状況について

- ・現状の資料室はコンパクトに分かりやすくまとめられており、子どもたちの生活に関するコーナーなど教育的観点からも優れているため、これを基本に拡充していくとよいとの意見が出された。
- ・見学者にしっかりと説明ができる体制（説明員の配置など）を整えることが望ましいとの意見が出された。

○今後充実させたいテーマについて

- ・「沖縄からの学童集団疎開」は、児童だけでなく大人も含めた「沖縄からの疎開」や「南西諸島からの疎開」として広く捉えるべきという意見や、県内の戦跡を紹介するコーナーを設置し、情報発信の場とすることや、宮崎県の戦争の情報収集が必要との意見が出された。

○若い世代に向けた効果的な取り組みについて

- ・語り部講話の継続・育成に加え、展示解説のマニュアル化や、資料のデジタル化、AI や対話型システムの活用、動画による情報発信が有効ではないかとの意見があった。
- ・体験用として触れられる資料の収集や、撮影の可否を含めた情報発信のあり方について整理していく必要があるとの意見が出された。

（3）その他

- ・第3回の検討委員会は、本日の意見を踏まえて課題を整理し、12月頃を目途に開催。第3回で一定の結論を得る方向とすることとなった。

（4）事務連絡

- ・第3回検討委員会の日程調整について
- ・議事録の公開について

（5）閉会

事務局が閉会を宣言した。